

第48回和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和5年10月10日（火）13:30～15:20
場 所	和歌山市 アバローム紀の国
報 告	①基本的人権の尊重に向けた施策の推進について ②令和5年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査について
議 題	①「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正(案)について
そ の 他	意見交換など
出席委員	上野委員、岡田委員、島委員、竜田委員、 新野委員、平木委員、山岡委員、山添委員
配付資料	①【資料1】令和4年度「人権施策の実施状況」 ②【資料2】人権施策の推進に係る条例の制定及び改正並びに要綱策定について ③【資料3】令和5年度「人権に関する県民意識調査」及び「事業所アンケート調査」について ④【資料4】「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正(案)関係 ⑤【資料5】関係法令
内 容	
	1 開 会  和歌山県参事(人権局長事務取扱) 挨拶

	<p><b>2 報 告</b></p> <p><b>報告(1) 基本的人権の尊重に向けた施策の推進について</b></p> <p>人権施策推進課から資料1に基づき報告した。その後、人権施策推進課から資料2-1、障害福祉課から資料2-2に基づき説明し、人権政策課の案件は議題において説明する旨を述べたのち、青少年・男女共同参画課から資料2-3に基づき説明した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり</p>
委員	<p>和歌山県が障害者差別解消に向けて条例を制定する方向にあるということ、大変うれしく思っている。</p> <p>「障害」をどのように見るかという点について、日本ではまだまだ「機能的に障害があること」を「障害」と見る考え方が強いと思っている。しかし、国際的なICFという考え方で見れば、様々な環境整備が進み便利になることで、たとえ障害があっても生活ができるようになってきており、また、障害者だけではなく様々な人にとって生活が便利になることで、いわゆる共生社会に結びついていくと思う。だから、障害というものをマイナスという面で見るとはならず、障害者の差別を解消することによって他の様々な人の生活も便利になるということ、また、環境整備などを進めることによって障害そのものに対する意識を積極的に変えていくということ、そういったスタンスを条例に入れてもらえれば非常に嬉しい。</p>
障害福祉課	<p>まさしく今、委員ご指摘の考え方が広まってきている。その人に障害があるわけではなく、環境が障壁を作っている。条文の文言的には対象の人を手帳に限定せず定義する形になっている。今後、啓発するうえでもその考えを踏まえ、皆さんによく知っていただけるように取り組んでいきたいと思う。</p>
委員	<p>パートナーシップ関係が解消される際について、少し気になった。法律婚の場合でも、一方は離婚したいがもう一方は離婚したくないということでトラブルになり、調停や裁判になることがある。法的な効力はないということだが、有効期間もないということであるため、一方は「解消した」と言って、もう一方は「解消していない」と言った場合に、何らかのトラブルになったり、受領書を不正に利用されたりすることはないのか、気になった。他の県など、先行して実施しているところで、そういったトラブルはないのか。もし何かあれば、少し教えてほしい。</p>

<p>青少年・男女共同参画課</p>	<p>他府県で委員ご指摘のトラブルがあるか否かということは把握していないが、片方が「解消する」と言ってきた場合は解消になると考える。受け付けた際の番号をもって、ホームページで「何番の受領書は無効です」といった公表をする予定であるため、制度・サービスを提供する方には、わかっていただけと思う。</p>
	<p>報告（２）令和５年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査について</p> <p>事務局より資料３に基づき説明した。</p> <p>委員から特に発言なし</p>
	<p>３ 議題</p> <p>議題（１）「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正(案)について</p> <p>事務局より資料４－１、４－２、４－３、４－４に基づき説明した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり</p>
<p>委員</p>	<p>パブリックコメントに対する回答はするのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、回答を考えているところであり、障害福祉課及び青少年・男女共同参画課と同じタイミングで、ホームページに回答を公表する。</p>
<p>委員</p>	<p>パブリックコメントの１番にある、「部落差別」とは何なのか具体的なイメージが湧かないという意見は、確かにそうだと感じた。条文上で「部落差別」とは何を指すのか説明せずに、インターネット上での差別や結婚及び就職に際しての身元調査を記しているため、違和感がある。条文に記された、インターネット上の差別と結婚及び就職に際しての身元調査だけが、「部落差別」なのだと思われるのではないか。「部落差別」の概念はもっと広いが、そのことを条例ではどこにも記していない。これまでの運動等を踏まえ、部落問題の研究者や運動家と相談すれば、100人中99人が同意できるような「部落差別」の説明は可能であり、条例の前文で「部落差別」の説明はある程度できると考える。</p>

事務局	<p>「部落差別」の定義については、法律で「部落差別」と謳われているため、法律の「部落差別」を踏襲している。委員ご発言のように、100人中99人は部落差別であろうと同意するような事案について、県は現在も説示・促し等の対応をしている。</p> <p>今回の改正案については、結婚や就職に際して地区の出身者であるか否かを調べることは、差別意識の有無に関わらず許されない行為であるため、県として強く臨んでいきたいということで、具体的に示している。</p>
委員	<p>法律は、必ずしもインターネット上での差別を禁止するという法律ではなく、部落差別はまだ残っており、それを払拭するために各自治体などが責務を負うと書いた、もっと包括的なものである。しかし、条例や法務省の議論を見ると、いつの間にか、インターネット上での差別書き込みに矮小化され、部落差別の概念がひどく狭いものになっている。結婚差別についても同じである。同対法以降なされてきた、「部落差別」とは何かという議論や、それを解消するためになされてきた同和対策事業などがすべて忘れ去られ、今「部落差別」というと、「ネット上での差別的な書き込み、誹謗中傷だ」という議論がずっと続いている。</p> <p>「部落差別」はもっと包括的なものであり、基本的な人権の侵害であるが、県条例を見ると、「部落差別」とは何か、かえってわからなくなる。釈然としないところがあるが、他の委員はどうか。</p>
委員	<p>かつては同和問題を正しく学ぶ機会があったが、今はその機会が失われているように感じる。同和問題の本質や歴史的な背景など、学習する機会が必要だと思う。</p> <p>また、意識調査の「この5年間で直接聞いたことがある同和問題に関する発言」について、「聞いたことがない」が多く、一般的にはもう同和問題は浮上してきていないのではないかと思う。しかし、「同和地区の人は、優遇されている」が16.2%であったという点が少し気になる。同和問題の解決は、先に述べた障害者差別の解消の推進と同じく、社会全体にとっても、人権意識が高まって住み良い社会を実現していくことだという方向に、もう少し結びつけていけたら良いと思う。かつて、同和対策事業で環境が良くなる時に、対象の地区のみではなく町全体が良くなっていくという方向性が多くあったと思う。そのように、より私たち自身の問題であるということが感じられる条例にすると良いと思う。</p>

<p>事務局</p>	<p>部落差別についての考え方については、現状としてネット上の書き込みが多いため、そこにフォーカスされている。県として、ネット上の部落差別のみを「部落差別」としているわけではなく、また、あくまで例示として、結婚及び就職に際しての身元調査やネット上の部落差別を条文に記しており、このほか、あらゆる差別は許されないと規定している。部落差別についての意識は人によって違うと思われるため、粘り強く対応していかなければならないと考えている。</p> <p>委員ご発言のとおり、学習する機会も当然必要である。特に、教育委員会については、同和問題に特化した形で、歴史から知ることができる人権学習パンフレットを作成し、指導者やPTAに配布して、子どもたちに教えていこうと取り組んでいる。粘り強く啓発・教育をしていきたいと考えている。</p> <p>意識調査において、過去5年間で「同和地区の人は、優遇されている」という発言を直接聞いたことがある割合が16.2%であったことについては、特別法において地域改善対策が行われたが、地域全体で取り組むことが良いという趣旨で法律ができたにもかかわらず、実際は特定の地区だけを支援することがあったため、一部の県民のみが優遇されていると妬み意識を持った人もいるというのが実態であると思われる。県としては、このことについても正しく認識してもらう必要があると考えており、手法を検討しながら、教育や啓発を行っていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>部落問題の本質は貧困であると言われてきた。それが今でも同じであるかは別として、例えば失業率や所得水準など、実態がある程度わからなければ、優遇されているか否か、施策を行う必要があるか否か、わからないはずである。意識調査は比較的簡単であるため実施されているところも多いが、実態調査は実施されていない。実態調査もせずに、部落差別があるか否かという議論がなされている。</p> <p>「部落差別とは何か」と聞くと、インターネット上で誹謗中傷がある、もしくは、結婚の際に身元調査をする人がいるから、部落差別はあるのだと言われる。しかし、インターネット上の誹謗中傷については、タレントや在日の人に対する誹謗中傷もあり、結婚に際しての身元調査については、家柄を気にして身元調査を行うなど、どちらも部落差別に限ったことではない。よって、インターネットへの書き込みや身元調査などは、差別の「現れ」であって、部落差別の「本質」ではないと考える。部落差別の「本質」は、もっと実態レベルのものである。実態調査を行って、地区内と地区外の失業率に差があれば、そこに同和地区を劣位な状態に置く原因がある。我々はそれを部落差別と考えるべきである。部落差別の「本質」はまず実態レベルであり、そこから、具体的な個々の行為が現れるのである。</p> <p>しかし、条例では、「部落差別とは何なのか？」という説明がないまま、インターネット上の問題と結婚・就職に際しての身元調査だけが取り上げら</p>

	<p>れているため、非常に奇異な感じがする。「それが部落差別なの？」と言われてしまう恐れがある。「部落差別」とは何かを規定したうえで個々の行為を取り上げるのであれば良いが、「本質」の説明がないことが非常に問題だと思う。</p>
事務局	<p>実態調査については、和歌山県では平成6年を最後に実施されていない。特別法に基づく取組は、基本的に、就職や教育、住環境などの実態的な差をなくすことを目的に実施された。なぜ特別法が失効したのかということ、国において、特別法による取組の成果により実態的な差はある程度なくなったと判断されたためである。しかし、依然として心理的な差別が残っているため、心理的な差別を解消するための取組を行っているというのが現状である。</p> <p>委員のご指摘もわかるが、特別法がなくなり、法による線引きが存在しない現在において、実態調査を行うことは困難であると思われる。そのため、意識調査により心理的差別の実態を把握しているというのが現状であり、和歌山県においても心理的差別の実態把握に取り組んでいるところである。</p>
委員	<p>国の法律でいうところの基本法的な位置づけと、個別法的な位置づけに分けて条例をつくるのであればまだわかる。「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」は基本法的な位置づけとして、部落差別を解消するという理念を規定する。別途、個別法的な位置づけとして、インターネット上の問題や身元調査などの具体的なものをひとつひとつ、問題解決方法など技術的なことも含め規定した条例を作る。このように分けるとまだわかりやすい。理念と個別具体的なものという、レベルの異なるものを一つの条例に書くことに違和感がある。</p>
事務局	<p>理念法としては法律があるため、県では実効性のあるものとして条例を制定している。この点について、もっと良い方法があるとの委員の考えがあると思われるが、本審議会の時間も限られており、条例全体についての話となると、全てこの場で回答することも困難であるため、後で個別にご意見をいただくということでご理解いただきたい。</p>
	<p><b>3 議題</b></p> <p><b>議題（１）「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正(案)について</b></p> <p>事務局より資料４－５に基づき説明した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり</p>
委員	<p>不動産の取引に関連した調査に係る部落差別という表現はわかりにくいですが、具体的には、「あそこは同和地区だから値段安いですよ」などと紹介することを指しているのか。</p>

事務局	そのとおりである。
委員	確かに、周辺地区に比べて地価が少し安い地区もある。しかし、最近急速に地価が上がっている地区もあり、実態がよくわからない。これも実態レベルの問題だが、「あそこは同和地区だから少し安く買えますよ」など、仮にそういった・・・
議長	今は条例改正案についての意見を伺っている。 今、他の委員から手が挙がっていたため、そちらの意見を伺いたい。
委員	公表という事実上の社会的制裁が加わるため慎重な手続きを規定する必要があるということと、的確な助言が可能であるということは、性格が違うのではないかと思う。慎重な手続きというのは、審議会で審議、協議することによって、いわば県の判断にお墨付きを与える性格になると思う。一方、助言は、県側の立場から行うものではないと思う。「慎重な手続きを行うための審議」と「助言」とでは、まったく立場が異なる。これらを一緒に規定することは、条例の規定の仕方として、また、審議会の位置付け方として、いかがなものかと思う。 また、公表をするか否か、差別に当たるか否か、条例で定めた要件に該当するか否かの判断は、あくまで県が行うとの説明があった。そうであれば、「慎重な手続きを設定する必要があるから審議会に意見を聞く」ということに、どのような意味があるのかわからない。審議会の意見を聞いたうえで、県が最終的に判断をするということだと思われるが、審議会の位置付けについて、助言をする立場なのか、それとも、県の判断にお墨付きを与える立場なのか、審議会の性格をはっきりさせたほうが良いと思う。
事務局	委員のご意見を踏まえたうえで、進めたいと思う。
委員	人権侵害事件対策委員会があること自体は、特に問題ないと思う。しかし、人権侵害事件対策委員会と審議会で委員が重なることについては、いくつか無理があるのではないかと思う。人権侵害事件対策委員会は個々の案件を考えることになるため、全体的な施策を考える審議会の特徴や機能とは異なる。また、もしそうするとしても、人権侵害事件対策委員会にも会長や副会長をおくとなると、審議会の改選に合わせてそちらも変わるのかという問題もある。和歌山県人権侵害事件対策委員会設置要綱が施行された際は、その当時に委員会に持たせた基本的な機能や役割について、それを持たせるだけの合理的な出来事があったのかもしれない。 審議会と委員会はそれぞれどのような機能と役割があるのか、両者は重なって良いのか、説明してほしい。
事務局	和歌山県人権侵害事件対策委員会設置要綱については、現在も効力のある要綱ではあるが、位置づけがあいまいな状態であるため、適切に整理できれば良いと考えている。 ご意見をいただいた点について、わかるように整理する。そのうえで、今

	回、委員のご了解をいただきたいと考えているが、いかがか。
	委員から反対意見なし
事務局	ご意見いただいた点も整理したうえで、進めさせていただきたいと思う。
議長	では、人権侵害事件対策委員会については、事務局に任せる。内容等を明確にし、要綱も納得のできる形にし、整理していただきたいと思う。そのうえで設置する方向で、現在出席している委員は、あとは事務局に任せるということでよろしいか。
	委員から反対意見なし
議長	では、ここにいる委員はご了承ということにさせていただく。
	<p><b>4 その他</b></p> <p>議長から、本会の議事の総括があった。</p> <p>議長の発言は以下のとおり</p>
議長	今後とも、部落差別の問題、人権侵害の問題については、さらに学びを深めてもらい、差別解消に向けて取り組んでもらいたいと思う。私も県で作成された部落差別解消のパンフレットを使い、自治体の職員などを対象に研修会をしたことがある。行政職員ひとりひとりが率先して見識を深め、県民に広げてほしいと思う。とても良いパンフレットを作成している。歴史的背景からとらえ、正しい事実を知っておくことは大変重要だと考えるため、今後とも、部落差別解消を推進してほしいと思う。